

---

# 中国と国際人間保護レジーム

## 変化する規範的秩序における信念、パワー、地位

ローズマリー・フット  
Rosemary Foot

---

### はじめに

21世紀に入り、人間の保護に関連する規範への学問的および政策的関心が深まりをみせており、それに伴って、人間保護の能力を向上させるための数多くのグローバルな制度の創設が、国際連合関連を中心として進められている。人道的成果を促進するための各種活動に対する学術的評価の実施も急増している。武力紛争時の文民保護、「保護する責任」(R2P)、大量殺戮犯罪 (mass atrocity crime) の責任態様などのトピックに関する討議と議論は、国連のアジェンダとしても頻繁に扱われている。国連安全保障理事会においても、国際平和および安全保障への脅威に対応するというその最も重要な使命の文脈のなかで、これらの保護について討議が行なわれている。世界を不安定なものにする脅威にはどのようなものがあるのかについて、国連安保理の理解は1990年代以降著しく拡大しており、人道上の危機的状況に対処する多くの決議が国連憲章第7章の強制措置に基づき採択されている。

中国は近年、物質的な力を増すとともに、グローバル公共財 (global public goods) を世界に向けて提供しようという意欲を着実に強めている。それゆえ、これらの問題に対する中国のアプローチを研究することはきわめて重要である。グローバルシステムに占める中国の地位が向上し、その影響力が強まるなかで、中国の指導部が、規範分野における国連のアジェンダの形成に、どの程度自国の影響力を行使するつもりなのか、あるいは逆に、グローバルな規範には、ますます力を強める中国の行動を抑制するだけの力が実際にあるのかという点について、検討する必要性が生じている。1945年以来の自由で開かれた国際秩序が弱体化しつつあるように見受けられる現在、これらの問題を検討する重要性はいっそう増している。

グローバルガバナンスの規範構造を、中国が自らの思うように形成できる可能性が大幅に高まっていることは確かである。中国は徐々に、国際的ガバナンスの取り決めの場における存在感を増しており、その発言力を強めている。中国は、そういった国際的な場において、これまでよりも明確に、かつ声高に、自らの責任と利益とを主張する決意を固めている。その責任と利益とは、すなわち、中国が獲得した新たな地位に付帯すると自らがみなすところの責任であり、国際機関の政策が思いどおりに実施され、自らの新たな世界的役割が正当化されることによってもたらされる利益である。現に、中国は、発展途上国であることや物質的貧しさを強調していたかつての論調を捨て、世界第2位の経済大国という地位に付随して、新たな社会的役割が生じていること、世界秩序の維持に果たすべき「特別な責任」を負う立

場にあることを受け入れる論調へと、習近平体制の下で着実に方向転換してきている<sup>(1)</sup>。

このように中国の、国際社会への潜在的影響力が高まり、物質的パワーがいっそう強大化し、みどころ責任意識も強まってきているにもかかわらず、人間保護の分野は中国にとってのとりわけ大きな課題として残されている。中国政府は、国家を基本的な構成単位とする多元的な国際秩序の維持を支持する基本的立場を明確にしており、狭く定義された特定の状況を除いて、内政不干涉原則の侵害に反対している。しかし、人間保護レジームはこれらの考え方に疑問を投げかけるものである。実際、人間保護レジームは、個人の安全と、国家を基本的な構成要素とする国際システムの尊厳・安全との間に相克を生じさせるものであるため、規範をめぐる非常に根本的な論争を世界レベルにおいて引き起こしている。中国が多元主義を保護し差異を尊重する姿勢を強めているように思われるのに対して、人間保護レジームは普遍主義の原則に訴えているのである。

さらに、人間保護の分野におけるグローバルな制度の動向は、中国にとっては大きな国内的重要性をもつ政策分野でもある。この分野は、国家主権および内政不干涉の問題に直接関係するだけでなく、国家と社会の関係にも影響を及ぼすからである。中国にとって国内的重要性がきわめて高い〔国際〕規範は、国内規範と密接に対応する状況において、進展する可能性が高い<sup>(2)</sup>。ゆえに、中国のエリート層が維持し、守ろうとしている国内的価値の中身を詳細に検討する必要性が生じてくる。

同時に、中国は国連安保理常任理事国としての地位、目を見張るほど強大化した物質的パワー、そして、一大国としてグローバル・コモンズに貢献する責任があり、それは大国としての自らの地位の正当性を高めることにもつながるとの認識を有している。このことは、中国としてもこれらの規範の動向を無視できないことを意味している<sup>(3)</sup>。中国政府自身、2005年の国連改革文書において、「巨大な人道危機が発生した場合、危機を軽減し、鎮静化させるのは国際社会の正当な関心事である」<sup>(4)</sup>と記している。ここで、中国の国際的地位に関連してひとつの難問が浮かび上がってくる。他の主要国からも規範の進展にとって適切で有用であると認められる一方で、中国政府が促進・保護しようとしている信念と相容れない価値を正当化してしまうことのないようなやり方で、中国がこの規範レジームを形成していくとしたら、どのような方法が考えられるのか、という疑問である。

ここで言う「信念」とは、中国の歴史的、文化的、イデオロギー的経験から引き出されたもので、かつ、グローバルな人道的行動と関連しているもののことである。「地位」に関しては、規範への関与を通じて、責任ある大国としての自らの姿を示し、投影しようとする中国の関心に主眼を置いている。ただし、これらの信念と地位に対する関心が直接的に政策として表出されると述べているのではない。信念は、過去から受け継がれた遺産であると同時に、こうした新しい国際環境のなかで時に控えめに、時に惜しみなく展開される政治的資源であるとみなされるべきである。さらに、中国の指導者が、より現実的な政策へと移行するにつれて、責任ある大国としての地位への配慮も手伝って、中国の信念は、これまでよりは婉曲なかたちで表出されるようになると思われるべきである。それでも、中国の「信念」と「地位」はともに、国連関連の人間保護レジームにおける規範の動向と中国との関係を理解するうえ

で、貴重な示唆を与えてくれる重要な視点であり、さらに視野を広げれば、グローバルな規範秩序におけるこのような特に挑戦的な諸課題と中国との関係を評価する一助となるものである。

以下では、まず「人間保護レジーム」の意味を定義し、次にこの規範アジェンダの先行きにとって中国の動向がいかに重要であるかを概観する。そのうえで、中国の信念体系の性質を、人道的行動に関連する部分について比較的詳しく論じ、さらに地位の問題がこれらの信念とどのように交差しているかを示唆する。最後に、手短にはあるが、ここで明らかになったことのいくつかを中国が人間保護レジームに関与している2つの領域にあてはめてみたい。

## 1 人間保護レジームの定義

この発展途上のレジームを構成する諸要素は、ジェノサイドその他を含む大規模な残虐行為から人々を保護しようという関心を共有している。国連の潘基文事務総長は、2011年2月にオックスフォード大学で行なった講演で、この保護レジームを「人間の安全保障という包括的な概念の一部を成し、……なかでも、個人および集団の生存への直接的な脅威に対処するもの」<sup>(5)</sup>であると説明した。アレックス・ベラミは、他のいかなる研究者にもまして、この「新たな規範構造」の構成要素について正確に記述しようと努めている。彼は、人間保護レジームを構成する主要要素として、「保護する責任 (R2P)、国連安保理の『紛争下における文民保護』への取り組みおよび平和維持活動の変化、国際刑事裁判所 (ICC) の強化、『女性・平和・安全保障』(WPS) および『武力紛争における児童』に焦点を置いた個別の取り組み、人権法および国際人道法のさらなる定着の促進、さまざまな国際機関および非政府組織 (NGO) における中核的使命としての『人間の保護』の採択」<sup>(6)</sup>を指摘している。また、国際難民レジームやその保護アジェンダの拡大などの要素を付け加えることもできるだろう。

## 2 保護レジームに対する中国の動向の重要性

いわゆる新興大国のなかでも、中国は、グローバルな規範的環境を形成する能力において、多くの点で別格の存在である。中国の台頭は2001年の世界貿易機関 (WTO) 加盟以降、特に明瞭になっているが、それに伴い、中国はグローバル公共財の提供にもっと大きく貢献すべきであるという期待が国際社会において、そして国内でもある程度、生まれた<sup>(7)</sup>。さらに、2013年に国家主席に就任した習近平は、経済的および政治的な影響力が増すのと引き換えに中国に課される責務を、前任者たちより積極的に受け入れようとしているようにみえる。

多くの点で、中国の大国としてのアイデンティティーは、発展途上国としてのアイデンティティーを凌駕し始めている。例えば、中国は近年、国連安保理常任理事国としての特別な地位をより真摯に受け止めようとしているようにみえる。中国は依然として中所得国ではあるが、にもかかわらず、世界第2位の経済大国であり、世界第2位の国防予算大国でもある。中国は世界中の多くの国々に援助と投資を提供しているほか、100カ国を超える国が中国を最大の貿易相手国としている。中国の実質国内総生産 (GDP) 成長率は2010年の10.4%から

2016年には6.7%へと低下し、今後、克服できないにしても対処しなければならない多くの経済的弱点も抱えているが、それでも中国には増加を続ける膨大な中産階級がいる。世界銀行の推計によれば、1981—2010年の間に、中国では6億7900万人が極度の貧困状態（1日の所得1.25ドル未満）から脱しており<sup>(8)</sup>、中国の研究者や官僚はしばしばこの成功実績を強調し、中国の開発経験から諸外国が学ぶべき重要な教訓としてしばしば指摘している<sup>(9)</sup>。

中国が大国としてのアイデンティティーを鮮明にしていること、一方では基本的な開発上の弱点が残存していることから、中国国内ではこの2—3年、政府が世界のなかでより積極的な役割を担い始めるべきかどうかという学問的・政策的な議論が巻き起こっている<sup>(10)</sup>。この論争が中国エリート層の間で延々と続けられている理由はなにより、今も崇敬される元指導者で、「改革開放」政策の生みの親である鄧小平が「韜光養晦<sup>とうこうようかい</sup>」を提唱したと考えられているためである。韜光養晦とは、中国にとっての最重要課題である国内経済の発展を優先させるために、国際問題への関与に関しては「時機を待って」、「能力を隠しておく」べきだとする方針である。

この論争はやがて、中国の新たな大国アイデンティティーを反映した議論に結びついていく。一部の研究者は、中国は、大国としての地位を反映した世界的役割を引き受け、中国の利益が直接的に関係していない場合でも、欧米諸国で優勢な価値観に黙従・迎合するのではなく、中国の価値観を世界に広げる機会と捉えて、むしろ積極的に国際社会に関与するべきだと主張したのである。

例えば、北京大学の王逸舟教授は、中国がかつて採用していた厳格な内政不干渉原則を緩和し、自ら名付けた「創造的関与」の姿勢に転じるべきだと提唱した。「創造的関与」とは、すなわち、中国は「地域や国際問題にかかわる議論および解決に、積極的・自発的に参加」とともに、「世界中の人々に恩恵をもたらす制度、援助、グローバル公共財<sup>(11)</sup>」を提供すべきだとする考え方である。

人間保護規範に関連する変化の多くは、江沢民国家主席と胡錦濤国家主席が中国を率いていた時代に始まっている。世界的リーダーとしての主要な役割を引き受けることについては、慎重な姿勢を維持すべきだとした鄧小平の忠告に、江沢民と胡錦濤は、おおむね従いながらも、国連安保理における中国の役割を「世界の平和と安定を守る重要な責任」<sup>(12)</sup>と認識していた。しかし、習近平の時代になってからは、はるかに野心的な言動が目立ってきており、こうした習近平の姿勢が、中国の世界的役割に関する最近の学問的議論の方向性を決定づけていることは間違いない。2013年6月の潘基文事務総長との会談で、習近平国家主席は、中国が「国際紛争の平和的解決を促進し、国連のミレニアム開発目標を支持し、他の関係者と協力して気候変動問題に取り組み、世界平和と人類の発展に貢献できるよういっそうの努力を行なう」<sup>(13)</sup>と約束した。特に、大国として中国がもつ力とその力に付随する責務という明確な文脈において、習近平国家主席は潘基文事務総長に対し、中国には「国連安保理の常任理事国として」「引き受けるべき重大な責任」があるとの理解を語り、中国には「その責任を引き受ける能力もある」<sup>(14)</sup>と付け加えたことは注目に値する。

### 3 中国と人道主義：信念と地位

では、この人間保護レジームに対する中国の対応の仕方、さらには、グローバルシステムのなかで特別な権限を与えられている国々に対して同レジームが課す要求に対する、中国の対応を規定しているようにみえる中国の信念とはどのようなものだろうか。次の4つの側面が中国の信念と関係していると思われる。①儒教の国政観を含む中国古代政治思想、②1911年以降の中華民国時代を含む諸外国から侵略を受けた歴史、③1949年以降の毛沢東主義あるいはマルクス主義の影響を受けた政治システム、そして最後に、④発展の成功体験として認識されている経験、特に1978年後半に始まる「改革開放」政策以降の急激な発展の経験、である<sup>(15)</sup>。この4つの側面には、文化、歴史的経験、イデオロギーが反映されているが、ここで重要なのは、上記のいずれもが同様の方向性を指し示していること、すなわち人間保護を推進するためには、まずは強い国家の建設を優先しなければならないという主張を補強している点である。

この主張が、自らの一党支配を守りたいという中国政府の願望と結びついていることに、疑問の余地はない。現行の中国政府を利する主張であることは明らかである。しかし、このように説明するだけでは、あまりにも視野が狭く、不完全である。というのも、この説明は、人間保護レジームを構成する多様な要素の動向に中国政府がどのように対応していくのか、中国政府の選択する具体的な政策について、何ら示唆を与えてくれないからである。また、人間保護レジームのなかでも、中国共産党の中核的利益を脅かすと考えられる要素と、逆に中国共産党にとっての利益を推進しうる要素とを見分けることができないからである。

第1に、国家と社会の一体性を強調する古代思想は、これまでも、そして現在も、人道危機に対する中国政府の対応を形成するうえで重要な役割を果たしている。確かに、中国政府は、儒教思想を現代では戦略的に用いる場合があるが、儒教その他の伝統的哲学思想は、道具主義（インストルメンタリズム）と信念との間の緊張を緩和するような共鳴を起こす。

「道徳的行為を実践し、道徳的義務を負う主体となるのは、個人ではなくむしろ国家である」という伝統的な信念は、いざというときに市民を扶養できるよう、国家そのものを保護する必要があるという公的意識を補強している<sup>(16)</sup>。帝国の伝統によれば、皇帝たるものの主要な目標は「安定し、調和のとれた秩序を統治すること」<sup>(17)</sup>であるとされた。皇帝には人民を幸福にする責任があるとみなされていたわけだが、逆もまた真なりで、人民が危機に陥るようなことがあれば、天から授かった統治権は剥奪され、新たな皇帝と入れ替わる必要があるわけである。ピチャモン・イオパントンが述べているように、「人民の利益を実現する統治者の力量が、統治者たる地位の正当性を測る具体的な指標となり、その際に、社会の物質的基盤の構築が人民の利益実現の指標として重視されたのである」<sup>(18)</sup>。したがって、秩序ある安定した国家こそが、中央政権とその人民との調和、さらには中央と周辺諸民族（中国語の言い方を借りれば「周辺の隣人たち」）との調和を確立するうえで不可欠であり、また、調和を保証するものであるとされた。

こうした理屈は、現代でも、中国の公式の発言において、しばしば繰り返され、敷衍され

る。「健全で強力な主権国家は、国の安定、良い統治、均衡のとれた発展に有益である」だけでなく、国際社会の健全性にとってもきわめて重要だとする元外交部長（外相）楊潔篪の発言を、劉鐵娃と張海濱が取り上げている<sup>(19)</sup>。

第2に、中国は他の多くの発展途上国と同様に、帝国主義による搾取と侵略を経験している。この経験が、中国が、ウェストファリア的な国家主権および主権の対等性に関する解釈を支持する姿勢に拍車をかけている。さらに、国家の国内管轄権に対する不干渉に言及している国連憲章第2条第7項の厳密な解釈から逸脱することに消極的で、国際法の公平性に対しても懐疑的な見方をもっている背景でもある。歴史家のラナ・ミッターが言うように、「中国がこれほど国家主権に固執するのも理解できる。振り返ってみれば、アヘン戦争、パリ講和会議でドイツ租借地〔原文ではGerman colonies〕が結局中国に返還されなかったこと、日本の満州占領など、1839年から1945年にかけて行なわれた中国の国土に対する侵略のほぼすべてが、いかに怪しげな解釈であったとしても、何らかのかたちで国際法の解釈に基づいていたからである」<sup>(20)</sup>。盛紅生など中国の一部の研究者は、現代の国際システムを、合意に基づく関係よりむしろ強制的な関係に重点を置くものとして描写しており、そこでは「人権」が優先されるあまり「国家の主権」が「人権の尊重」に取って代わられてしまい、「国際刑事法がその鋭い剣を振りかざし、国家主権という最後の砦までも、うち砕いてしまう」<sup>(21)</sup> 恐れがあるとしている。

同様に、マルクス主義的、レーニン主義的、毛沢東主義的な信念も、上に引用した盛紅生のような考え方を補強している。それはとりわけ、人権などの概念に代表される規範的思想や法的ルールは、階級的性格を帯びているとする感じ方の基盤を成しているからである。毛沢東時代の中国では、人権や人道的行為は、ひっきょう「階級矛盾を糊塗し、プロレタリアートや労働者を騙す」ために、ブルジョワジーが使う道具であるとされた<sup>(22)</sup>。権利とは、国家に対して主張するべきものではなく、国家によって与えられるものだと考えられたのである。中国共産党機関誌『紅旗』は、「人権とは『天与のもの』ではなく、国家と法律によって与えられ、規制されるものである。人権は普遍的ではなく、明らかに階級的性質を有している。人権は抽象的なものでも具体的なものでもない。人権は絶対的なものではなく、法律と道徳によって制限されるものである」<sup>(23)</sup> としている。

最後に、鄧小平とその後の指導者らの下での「改革開放」路線を踏襲し、中国共産党・政府は、経済発展を優先し、社会主義的人道主義の思想を生み出してきた。この考え方は、「民生主義」を打ち出し、国家および国際資本の助力を得て、衣食住行（行＝交通手段）の「4大需要」を充足させることがきわめて重要だと説いた中華民国の指導者、孫文の思想に、ある程度依拠していると言することができる。人権に対する現代中国の公式の姿勢もまた、中国その他の国々には、これらの基本的な物質的ニーズに応える必要があることを強調している。

さらに最近では、胡錦濤国家主席が、中国の政策を裏付ける思想をもっと古くに求め、持続的発展の追求を儒教思想と結び付けている。「和諧社会」（調和のとれた社会）の建設という胡の目標は、中国の発展モデルによって生み出された病弊に対処するために企図されたものである。次の習近平国家主席になると、社会の調和という考えは重視せず、国内結束の源泉

として「中国の夢」および「中華民族の偉大なる復興」というスローガンを掲げた。これらのフレーズは、浄化・再生した中国共産党の指導の下で、2049年までに、中国をあらゆる面で発展した豊かな社会にするという目標と結びついている。「中国の夢」を実現するためには、共産党・政府は、中国の開発成功目標を中国全土に、とりわけ中国西部地域<sup>(24)</sup>へと押し広げ、まだ貧困にあえいでいる何千万もの人々を絶対的貧困から脱却させて、彼らと共産党率いる政治システムとの紐帯を強化する必要がある。

#### 4 中国、人道主義、責任ある国家としての国際的地位

以上みてきたように、中国では、これらの信念が堅持されている。では、グローバルな規範には、中国を抑制する力がないのかと言え、そうではない。とりわけ、世界政治における地位を気にする国々に対して、グローバルな規範は抑制的な作用を発揮することができる<sup>(25)</sup>。鄧勇によれば（彼の主張には議論の余地があると思われるが）、地位、あるいは「ステータス」に対する中国の敏感さは世界的にみても「類がない」<sup>(26)</sup>。イオバントンも、「責任を果たしているように見える」ことに対する関心が、中国の国政に古くから根付く伝統になっていると指摘している<sup>(27)</sup>。その結果、中国の指導部は矛盾に直面する。イアン・クラークが適切に指摘しているように、もし中国がグローバルな規範を形成するうえで一定の役割を果たすに値する責任ある大国だと認められたいなら、中国はまず、現行のグローバル秩序に積極的かつ建設的に参加している姿勢をみせなければならない<sup>(28)</sup>。中国がグローバル秩序に参加することは、中国がその政策オプションをおのずから限定することにつながる。またそれは、中国の社会的地位に対する外部からの認識に影響を与え、さらに中国が国内的な信念を調整するうえでも一定の効果を発揮する。

実際、中国は、その国内的信念と、国内外における人道的成果に対する中国の姿勢とを結び付けることによって、国際的地位を強めようと試みてきた形跡がある。胡主席の「和諧社会」という考え方は、「調和のとれた世界」というイメージに結び付けて語られ、主に米国政府の2003年のイラク介入によってもたらされた、紛争の多い世界への代替案として述べられている。習近平と分かちがたく結び付いている「中国の夢」と「復興」というスローガンには、他の大国から尊敬を受けるに値する大国として中国が再興するということが、すなわち中国が他国の模範としての役割を果たすことになるのだという思いが込められている。何亜非が主張するところの、他国は中国モデルを手本とするべきであるとする考え方である。中国は貧困を削減するうえで大きな成功を収めたのであり、したがって「中国はその発展の経験に基づくたくさんの知恵をもっており、それを他国に提供できる。同じように貧困と戦う他の発展途上国に、有効なロードマップを示すことができるのだ」<sup>(29)</sup>としている。

最近になって、より明白になってきたのは、2008年の世界金融危機以降、中国は自国の発展モデルが人々に与える恩恵<sup>(30)</sup>を世界に押し広める必要があるという文脈と、習とその政府がグローバルおよび地域の公共財と呼ぶものの提供とを結び付けて語るようになったという点である。中国が行なっている海外開発援助、国連平和活動で果たしている役割、国連平和活動予算への高額の拠出は、他国における人道的取り組みへの大きな貢献というイメージを

伝えている。中国政府は誇らしげに、他の常任理事国をすべて合わせたよりも多くの平和維持部隊を派遣していると繰り返し、こうした国連との「連帯」を称賛する潘基文国連事務総長の発言<sup>(31)</sup>にしばしば言及している。同様に、インフラの整備と接続性の強化に力点を置き、中国が創設したアジアインフラ投資銀行（AIIB）に支えられる「一帯一路」構想も、戦略地政学的な意味合いに加えて、中国に深く根差した人道主義の考えと国家主導型開発との連関を強化するための主要な手段となっている。

## 5 人間保護レジームへの含意：R2Pと平和維持

人間保護レジームの2つの主要な側面に関連する中国政府の行動には、これらの考えの影響がはっきりと表われている。2つの主要な側面とは、R2Pの「3本柱の戦略」の策定および実施と、国連平和活動における中国の役割である<sup>(32)</sup>。いずれについても、中国は安保理常任理事国および責任ある大国としてこれらの問題に関与する必要性を認めている。他の論者が指摘しているように、中国が自国のPKOへの参加を重視しているのは、ひとつには、そうすることで中国は「責任ある大国というイメージと、国際平和を保護する国というイメージを醸成する」<sup>(33)</sup> ことができるためである。人道上の危機的状況に関して、中国は国際社会が関与する必要性を認めている<sup>(34)</sup>。しかし、その関与の仕方においても、中国は自国が掲げる信念を広め、反映させるようなやり方を編み出してきた。例えば、R2Pに関して、中国は特に「第1の柱」すなわち「国家による保護責任」（R2Pで特定されている4つの大量殺戮犯罪を契機として、国家が自国の国民を保護するために何らかの行動を起こすこと）<sup>(35)</sup> を重視することを声高に主張している。中国はまた、「第2の柱」すなわち「国際的な支援体制および能力構築」（大規模な人権侵害を防止する当該国家自身による取り組みに必要な能力構築を支援する国際社会の責任を強調する）の重要性についても認めている。ただし、もっと介入主義的な色彩が濃い「第3の柱」すなわち「適時かつ断固たる対応」（必ずしも強制的なものではない）に関しては、中国は依然として慎重な姿勢を貫いている。また、R2Pに特定される4つの犯罪のいずれかを伴う可能性がある危機に対応するに当たって、中国は当該国（または状況により地域機関）が国際的介入に同意する必要があることを強調している。

では、上述の「第2の柱」の能力構築は、（中国の考えでは）どのようなかたちをとるべきなのか。この点については、中国の国連平和活動への取り組み方、あるいは他国におけるジェノサイドなどの大量殺戮犯罪に対し中国がどのような態度をとってきたかに、ヒントを見出すことができる。[スーダンの] ダルフールにおける大量殺戮への対応に際し、中国のスーダン特使は、取り組むべき「主要な問題」はジェノサイドではなく、開発の遅れとその結果としての貧困だと述べた<sup>(36)</sup>。国連平和活動においても、中国は戦争で荒廃した社会において自由民主主義的な平和を促進するための活動には従事せず、開発、特にインフラの整備を平和構築活動の中心的要素に据えるべきだという考えを自ら推進している。ここでは、「改革開放」後の中国自身の経験、統治者と被統治者の関係に関する古代帝国の思想、近代国家を構築するうえでのインフラの重要性を強調した中華民国時代の考え方など、そのすべてがこうした現在の中国の考え方を形成するうえで重要な役割を果たしている。中国はいったん平和



活動に参与したら長期間現場にとどまり支援を続けるという事実も、中国が平和維持および平和構築の活動を、開発というレンズを通して試みていることを示唆している。ロイ・キャンプハウゼンが指摘しているように、2013年の1月から4月までの間に、中国は「(コンゴ民主共和国に) 第15次PKO工兵分隊を、レバノンに第11次PKO工兵大隊を、ザンビアに第16次人民解放軍医療隊を、リベリアに第13次PKO部隊を、南スーダンに第2次PKO任務部隊を派遣した」<sup>(37)</sup>。

中国にとっては、これらのかたちで国家的能力を強化し、各国の現行政権が定める開発目標に広い意味で貢献することが、平和への道であり、国家と社会との緊密な関係を構築する方法であり、さらには、大規模な暴力行為を防止する主要な貢献なのである。大規模な人権侵害に参与しているかもしれない現政権の能力を強化することが何を意味するかということに中国はほとんど顧慮しない。こうした考え方からは、個人を保護するという発想は生まれてこないし、大量殺戮行為やほなほだしい人権侵害について個人の責任を問うことにも、中国はあまり関心を示さない。そうしたことよりも、中国は国家能力の構築、社会の安定、そしてその結果としての人道的成果の相乗的な関係を主張するほうを好むのである。

## 6 結 論

習近平国家主席の中国は、国際人間保護レジームのさらなる発展にとって重要な意味をもつ2つの主要な変革を行なっている。第1に、2014年の四中全会〔中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議〕や最近の声明などにも表われているとおり、習近平は、中国がグローバルガバナンスにおいてより積極的な役割を果たしていこうという、より確固たる意向を表明している。第2に、習近平が前任者たちと異なる点として、彼は、グローバル秩序への中国の貢献は、主として中国式の発展モデルを他国に敷衍することによりもたらされると考えている。江沢民国家主席や胡錦濤国家主席は、中国が急速な経済成長に成功したという事実自体が、世界秩序に対する中国の貢献であると認識していたのに対し、習近平は、それよりずっと中国中心的な、自意識の強いアプローチをとろうとしている。しかも、江沢民と胡錦濤にとっては、中国が他の主要国から責任ある大国とみなされているかどうか重要なことであった。しかし習近平の場合は、「特別な責任」を負う大国としての中国の地位をいっそう重くみていると思われ、中国が経済発展に成功し、偉大なる復興を遂げて「中国の夢」を実現する道を歩んでいるということによって当然、他国の尊敬と支持とを集めることができると考えているようにみえる。

したがって、習近平政権下の中国指導部が促進しようとしている信念について理解を深め、尊敬される国際的地位を得るうえで何が必要だと考えるのか、この認識の変化についても注目することが重要になってくる。本稿で論じたように、強い国家と（個人ではなく）人民への人道的成果の相関性に対する中国の信念は、実に根深い。こうした信念は帝国の時代にまで遡るが、その後のさまざまな歴史を経て、ますます強化されている。今日、国際人間保護レジームの2つの主要な側面に関して、自国の政治・経済モデルを自らのステータスを際立たせるひとつの看板として掲げながら、レジームの形成に積極的に参加していこうとする中国

の姿勢は徐々に強まっているのである。

- (1) これらの責任に関する一般的議論については、Mlada Bukovansky et al., *Special Responsibilities: Global Problems and American Power*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012 を参照。
- (2) Rosemary Foot and Andrew Walter, *China, the United States, and Global Order*, Cambridge: Cambridge University Press, 2011.
- (3) Bukovansky, et al., op. cit., *Special Responsibilities: Global Problems and American Power*.
- (4) “Position Paper of the People’s Republic of China on the United Nations Reforms,” 2005年6月7日。
- (5) 潘基文国連事務総長, “Human Protection and the 21st Century United Nations,” UN News Centre, 2011年2月2日 <[http://www.un.org/apps/news/infocus/speeches/search\\_full.asp?statID=1064](http://www.un.org/apps/news/infocus/speeches/search_full.asp?statID=1064)>。
- (6) Alex J. Bellamy, “The Changing Face of Humanitarian Intervention,” *St. Antony’s International Review*, Vol. 11, No. 1, 2015, pp. 15–43, at p. 16.
- (7) オバマ米大統領は2009年11月、「経済の成長とともに拡大する責任を伴う役割」と述べて、中国がより大きな役割を果たすようになってきていることを歓迎した。Bukovansky et al., op. cit., *Special Responsibilities*, p. 1に引用。最も頻繁に引用される米国の立場表明としては、ロバート・ゼーリック国務副長官, “Whither China: From Membership to Responsibility? Remarks to National Committee on U.S.-China Relations,” U.S. Department of State, ニューヨーク, 2005年9月21日 <<https://2001-2009.state.gov/s/d/former/zoellick/rem/53682.htm>> を参照。
- (8) 世界銀行「世界データバンク」、貧困・不平等データベース。
- (9) He Yafei (何亜非) (中国外交部副部長), “A Proactive Approach to Global Governance is China’s Historic Choice,” *China Quarterly of International Strategic Studies*, Vol. 1, No. 2, 2015年7月, p. 197等を参照。
- (10) Shaun Breslin, “China and the global order: signaling threat or friendship?” *International Affairs*, Vol. 89, No. 3, 2013年5月、特にpp. 619–624; David Shambaugh, *China Goes Global: the Partial Power*, New York: Oxford University Press, 2013, pp. 18–20; Pichamon Yeophantong, “Governing the World: China’s Evolving Conceptions of Responsibility,” *Chinese Journal of International Politics*, Vol. 6, No. 4, 2013, pp. 329–364; Wang Yizhou, “China’s new foreign policy: transformations and challenges reflected in changing discourse,” *The Asian Forum*, Vol. 2, No. 2, 2014年3月・4月 <<http://theasianforum.org/archives/march-april-2014/>>。
- (11) “New Direction for China’s Diplomacy,” 王逸舟へのインタビュー、Beijing Review.com.cn, 2012年3月5日 <[http://bjreview.com.cn/world/txt/2012-03/05/content\\_439626.htm#](http://bjreview.com.cn/world/txt/2012-03/05/content_439626.htm#)>。
- (12) Yeophantong, op. cit., “Governing the World,” p. 331に引用されている江沢民国家主席の発言。
- (13) “Chinese President meets UN Chief,” Xinhua (新華社)、2013年6月20日。
- (14) Ibid.
- (15) この点に関しては特に廣野美和の業績に依拠し、敷衍している。次の注16を参照。
- (16) Miwa Hirono (廣野美和), “Three Legacies of Humanitarianism in China,” *Disasters*, Vol. 37, No. s2, 2013.
- (17) Vivienne Shue, “Legitimacy Crisis in China,” in Peter Hays Gries and Stanley Rosen eds., *State and Society in 21st Century China: Crisis, Contention and Legitimation*, New York: Routledge, 2004, p. 31.
- (18) Yeophantong, op. cit., “Governing the World,” p. 336–337.
- (19) Liu Tiewa (劉鐵娃) and Zhang Haibin (張海濱), “Debates in China about the responsibility to protect as a developing international norm: a general assessment,” *Conflict, Security and Development*, Vol. 14, No. 4, 2014, p. 411.
- (20) Rana Mitter, “An Uneasy Engagement: Chinese Ideas of Global Order and Justice in Historical Perspective,” in Rosemary Foot, John Lewis Gaddis, and Andrew Hurrell eds., *Order and Justice in International Relations*, Oxford: Oxford University Press, 2003, p. 222.
- (21) Sheng Hongsheng (盛紅生), “China in the Post-World War II International Legal System,” in *China Quarterly*

*of International Strategic Studies*, Vol. 1, No. 2, p. 209.

- (22) *Wen Yi Bao* (『文藝報』)。Hirono (廣野) が注16の“Three Legacies,” p. S208に引用。
- (23) Sarah Teitt, R2P IDEAS in brief, p. 3に引用。Ann Kent, *Between Freedom and Subsistence: China and Human Rights*, Hong Kong: Oxford University Press, 1993 も参照。
- (24) Hirono, op. cit., “Three Legacies,” p. S208.
- (25) Alastair Iain Johnston, *Social States: China in International Institutions, 1980–2000*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 2007.
- (26) Yong Deng (鄧勇), *China’s Struggle for Status: The Realignment of International Relations*, Cambridge University Press, 2008., p. 9.
- (27) Yeophantong, op. cit., “Governing the World.”
- (28) Ian Clark, “International Society and China: the Power of Norms and the Norms of Power,” *The Chinese Journal of International Politics*, Vol. 7, No. 3, 2014, pp. 315–340.
- (29) He, op. cit., “A Proactive Approach,” p. 197.
- (30) Zhang Weiwei (張維為), *The China Wave: Rise of a Civilizational State*, Hackensack, NJ.: World Century Publishing Corp., 2012; do., *The China Horizon: Glory and Dream of a Civilizational State*, Hackensack, NJ.: World Century Publishing Corp., 2016.
- (31) 国連広報センター〈[http://www.un.org/apps/news/infocus/agspeeches/print\\_full.asp?statID=1990](http://www.un.org/apps/news/infocus/agspeeches/print_full.asp?statID=1990)〉。
- (32) この問題に関する広範な議論については、Foot, “The State, Development, and Humanitarianism: China’s Shaping of the Trajectory of R2P,” in Alex Bellamy and Tim Dunne eds., *The Oxford handbook of the Responsibility to Protect*, Oxford: Oxford University Press, 2016 を参照。
- (33) Shogo Suzuki (鈴木章悟), “Seeking ‘Legitimate’ Great Power Status in Post-Cold War International Society: China’s and Japan’s Participation in UNPKO,” *International Relations*, Vol. 22, No. 1, 2008, p. 56.
- (34) 注4を参照。
- (35) 4つの犯罪はジェノサイド、民族浄化、人道に対する犯罪、戦争犯罪。
- (36) Tiewa and Haibin, op. cit., “Debates in China about the responsibility to Protect as a Developing International Norm,” p. 15に引用。
- (37) Roy D. Kamphausen, “China’s military operations other than war: the military legacy of Hu Jintao,” ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) への寄稿 (2013年4月18、19日)、5ページ。

---

Rosemary Foot オックスフォード大学セント・アントニーズ・カレッジ教授  
rosemary.foot@sant.ox.ac.uk

\* 原題 = China and The International Human Protection Regime:  
Beliefs, Power and Status in a Changing Normative Order